

# 審査した議案

9月定例議会が開催され、平成22年度一般会計歳入歳出決算、平成23年度一般会計補正予算等の議案が審議されました。本会議並びに各常任委員会にて審査された主な質疑の内容と採択の結果を報告します。

## 報告

十九号 専決処分事項の報告について 学校給食費滞納整理における訴えの提起について

二十号 専決処分事項の報告について 学校給食費滞納整理における訴えの提起について

二十一号 専決処分事項の報告について 林道西熊別府線でのグレイチング跳ね上げ事故の損害賠償額の決定について

け事故損害賠償事件で、相手方と示談の成立が確定したと報告があった。

二十二号 専決処分事項の報告について 林道亀ヶ峠線での落石事故の損害賠償額の決定について

落石事故損害賠償事件において、相手方と示談の成立が確定したと報告があった。

二十三号 平成二十二年香美市健全化判断比率の報告について 本市の健全化判断比率について、実質黒字

比率一〇・二八％、連結実質黒字比率一五・三九％、実質公債費比率一三・一％、将来負担比率三〇・七％と報告があった。

二十四号 平成二十二年香美市資金不足比率の報告について

本市の公営企業に係る資金不足比率について、資金不足は生じておらず資金不足比率はないと報告があった。

二十五号 専決処分事項の報告について 学校給食費滞納整理における訴えの提起について

二十六号 専決処分事項の報告について 水道料金誤徴収に係る損害賠償額の決定について

事務処理の誤りにより水道料金が誤徴収となったため、損害賠償を行ったと報告があった。

## 承認

十号 専決処分事項の承認を求めることについて 香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について

厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号）が平成二十三年六月三十日に公布（同日施行）され、寄付金税額控除の適用下限額を五千円から二千円に引き下げ、平成二十四年度分の個人住民税から適用し、また、地方税における罰則について、個人住民税等の申告等不提出、納税管理人に係る不申告などの罰則の上限引き上げ（三万円を十万円の過料）等の見直しが行われたため、本市税条例の一部を改正するもの。

※総務常任委員会



台風15号による土砂崩れ（別役）

# 議案

※全員賛成にて承認。

五十六号 平成二十二年  
度香美市一般会計歳  
入歳出決算の認定につ  
いて

※総務常任委員会

五十七号 平成二十二  
年度香美市簡易水道事  
業特別会計歳入歳出決  
算の認定について

※産業建設常任委員会

五十八号 平成二十二  
年度香美市公共下水道  
事業特別会計歳入歳出  
決算の認定について

※産業建設常任委員会

五十九号 平成二十二  
年度香美市特定環境保  
全公共下水道事業特別  
会計歳入歳出決算の認  
定について

※産業建設常任委員会

六十号 平成二十二  
年度香美市農業集落排水

事業特別会計歳入歳出  
決算の認定について

※産業建設常任委員会

六十一号 平成二十二  
年度香美市老人保険特  
別会計歳入歳出決算の  
認定について

※教育厚生常任委員会

六十二号 平成二十二  
年度香美市国民健康保  
険特別会計（事業勘定）  
歳入歳出決算の認定に  
ついて

※教育厚生常任委員会

六十三号 平成二十二  
年度香美市介護保険特  
別会計（保険事業勘定）  
歳入歳出決算の認定に  
ついて

※教育厚生常任委員会

六十四号 平成二十二  
年度香美市介護保険特  
別会計（介護サービス  
事業勘定）歳入歳出決  
算の認定について

※教育厚生常任委員会

六十五号 平成二十二

年度香美市後期高齢者  
医療特別会計歳入歳出  
決算の認定について

※教育厚生常任委員会

六十六号 平成二十二  
年度香美市水道事業会  
計歳入歳出決算の認定  
について

※総務常任委員会

六十七号 平成二十二  
年度香美市工業用水道  
事業会計歳入歳出決算  
の認定について

※総務常任委員会

六十八号 平成二十三  
年度香美市一般会計補  
正予算（第二号）

※本会議

六十九号 平成二十三  
年度香美市一般会計補  
正予算（第二号）

※本会議

七十号 平成二十三  
年度香美市一般会計補  
正予算（第二号）

取り上げて頂いている。  
Q 中央監視盤は二十  
年の減価償却の対象で  
ある。無形固定資産に  
施設利用権があるが、  
共同利用・リース等な  
のか。

A 中央監視盤の施設  
利用権は、監視装置自  
体が著作権のような形  
で監視盤自体が権利の  
ある部分で、その使  
用権、使用料であり、  
年間の施設利用であり、  
その権利を買い取る形  
になっている。リース  
のような形になるが利  
用権を設定することに  
より、施設から電話回

線を通じて本庁、また  
携帯電話端末にデータ  
が二十四時間三百六十  
五日送信されるように  
なっている。  
※全員賛成にて認定。

六十七号 平成二十二  
年度香美市工業用水道  
事業会計歳入歳出決算  
の認定について

※総務常任委員会

六十八号 平成二十三  
年度香美市一般会計補  
正予算（第二号）

※本会議

六十九号 平成二十三  
年度香美市一般会計補  
正予算（第二号）

※本会議

七十号 平成二十三  
年度香美市一般会計補  
正予算（第二号）



水道施設（山田島水源地）

に対し、支出は千四十  
九万八百八十円であり、  
不足する額については  
過年度分損益勘定留保  
資金で補てんした。

Q 工業用水を利用す  
る企業の募集は行って  
いるか。

A 工業用水を使用す  
る企業の勧誘について  
の申し入れは行ってい  
る。

Q 修繕費二万五千円  
の修理箇所は。

A 取水地の装置の故  
障による修理である。

※全員賛成にて認定。

六十八号 平成二十三  
年度香美市一般会計補  
正予算（第二号）

※本会議

六十号 平成二十三  
年度香美市一般会計補  
正予算（第二号）





林業現場で活躍する機械

**Q** 県補助金の高性能林業機械整備事業費補助金が減額になっていないか。

**A** 本補助金については不採択となった。不採択の理由については把握できていないが、別の国補助金である木材加工流通施設等整備事業費補助金があったため、これに乗りかえ、高性能機械、スイングヤーダを導入する計画の変更を行った。

**Q** 県支出金の物部川流域地域振興補助金が減額になっているか。

**A** 県により事業対象の枠が縮小されていく等、当初とは違った制

度となっていくに従い、当初予定していた事業が対象外になるという状況になってきたため減額とした。

**Q** 教育寄付金として四十万円あるが、これは使途を指定しているか。

**A** 一件は、寄付者より楠目小学校への教育振興に役立ててほしいと寄付をいただいた。もう一件は、本市の文化財保護のために活用してほしいと寄付をいただいた。

■歳出について

**Q** 消防費の災害対策費、東日本大震災視察研修の内容は。

**A** まちづくり推進課の防災担当と環境担当(計四名)の視察研修である。四泊五日の日程で、仙台市を拠点として、レンタカーにより被災地の現地確認を行うもの。

**Q** エレベーターの保守管理委託料が当初より三分の一になっているか。

**A** 予算計上時にはすべての点検修繕を考慮していたが、状況によりその都度修繕を行う形にすることで減額となった。

**Q** 缶・その他の金属中間処理及び粗大ごみ(金属)中間処理が減額により0円になるか。

**A** 金属処理の委託は金属の価格によって左右される。今回、見積もりを取った際にマイナス、つまりお金を払って処理もしてくれるということになった。歳入において、資源ごみ売却収入として今回三百一十五千円の増額

補正を行っている。

**Q** 学校給食費に不動産鑑定、用地測量業務委託が計上されているか。

**A** 給食センターの建設場所として、今後現実的な話を進めるため、不動産鑑定料と測量の委託業務を計上している。

**Q** 社会教育費の伝統文化子ども教室事業が全額減額になっているか。

**A** この事業については廃止という通知があり、今年度は事業見送りとした。

**Q** ふれんどるーむ支援事業の百四十六万九千円の詳細は。

**A** 引きこもりの子どもや、学校に復帰し、学校と「ふれんどるーむ」を行き来する子どもに対してのふれんどるーむ支援事業強化のため、十月からの一名増の賃金である。

六十九号 平成二十三年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第一号)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ八百万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五億八千二十七万千円とした。

**Q** 施設のパイプ交換において耐震性のものか。また、石綿管も使用しているか。

**A** 平成十八年くらいから耐震管が普及。V管でもソケット部分が多く離脱しにくく強度の強いHIV管を使用している。石綿管については本市ではない。

七十号 平成二十三年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第一号)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ千四百四十二万六千円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ五億八千二十七万千円とした。

※産業建設常任委員会

**Q** 公有財産購入費について。

**A** 栄町JRバス跡地を企業が買収され現在道路のように使用されているが、下水管が埋設されており、今まではJRに年間賃借料を支払っていたが、民間に売却されたことでこの際買収を行うもの。

**Q** 浦戸湾東部流域下水道の維持管理の負担金は。

**A** 社会資本整備総合交付金で国の事業メニューが変わってきており、地域自主戦略交付金対象事業という新しいメニューもでき、地震対策等も行っていくための本市の負担金で

あり、当初予算に対し不足分約五十万円程度を補正するものである。

**Q** 平成二十二年度決算と性格が違ってきているか。

**A** 三月の震災を受け、国もどのような形で現在の処理場が実質あるのか調査する業務が出てきた。自家発電装置の設置場所等の検討等、メニュー自体の変更を含めた今回補正である。

七十一号 平成二十三年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第一号)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ百七万三千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四億八千一百一十二千円とした。

※教育厚生常任委員会  
**Q** 共同事業交付金は昨年と同額だが根拠は。  
**A** 共同事業費の対象医療費は、レセプト一件あたり八十万円を超

えるもので、市への負担率は百分の五十九となる。また国、県の負担率はそれぞれ四分の一となっている。

**Q** 一般管理費システム改修の概要は。

**A** 九月から稼働する国保総合システム導入に伴うシステム改修費が三十七万八千円。残り四十二万五千二百五十円は、来年度の入管法、住民基本台帳法の改正に伴い国保の外国人変更に伴うシステム改修である。

七十二号 平成二十三年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第一号)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四千五百十六万七千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十九億三千四百三十五万七千円とした。

※教育厚生常任委員会  
七十三号 香美市営バ

ス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地域からの要望により市営バスの路線を五百メートル延伸し「町田橋」と「町田橋下ノ村」に改めるもの。

※総務常任委員会  
**Q** 次年度はどうなるのか。

**A** 契約については見積もりを提出してもらい決定する。

七十四号 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地域づくり支援員、月額二十万円以内を加えるものである。

※総務常任委員会  
**Q** 人選は年齢を考慮するのか。

**A** 年齢は二十歳以上五十歳未満を考慮している。

**Q** 地域の選定は行わ

れているか。

**A** 受け入れ集落との協議が進んでおり、ほぼ決定状態にある。

**Q** 市外からの人については住居を構えるのか、通勤か。

**A** 集落の中で住宅を構えてもらうことが理想だといえる。

七十五号 香美市墓地条例の一部を改正する条例の制定について

※総務常任委員会  
七十六号 香美市土地開発公社の解散について

※総務常任委員会  
**Q** 開発公社の物件等はいつの時点で市に入ってくるか。

**A** 清算が終了した後補正予算を組み市の歳入として納入する。

**Q** 市が取得したものは今後どのように利用するか。

**A** 用途があるものは用途通りに利用し、それ以外は売却をする。

七十七号 財産の取得について

業務用パソコンの売買契約を行うもの。

※本会議  
※六十八号から七十七号は全員賛成にて可決。

## 意見書

八号 子宮頸がん等予防ワクチン接種の助成制度の継続及び法的な位置付けの早期実現を求める意見書の提出について

九号 妊婦健康診査の財政支援の継続についての意見書の提出について

※八号から十三号まで全員賛成にて可決。

十号 ポリオ不活化ワクチンの早期導入を求める意見書の提出について

十一号 中山間地域等における福祉サービスの充実を求める意見書の提出について

十二号 南海地震対策の予算の確保を求める意見書の提出について

十三号 森林整備加速化・林業再生事業の拡充延長についての意見書の提出について

### 「ご寄付をいただきました」

前香美市議会議長 中澤愛水氏より、香美市議会図書室蔵書用として二十万円のご寄付をいただきました。今後の市議会活動に参考となる図書を購入し、役立たせていただきます。

この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

香美市議会議員一同

# 意見書を提出します

本定例会において、6件の意見書が全員賛成で採択され、衆・参両院議長や内閣総理大臣等に提出されます。ここでは提出される意見書第12号を紹介します。

## 南海地震対策の予算の確保を求める意見書の提出について

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、我が国の観測史上最大の地震と強大な津波により、東日本の広い範囲において甚大で深刻な被害をもたらしました。国や地方自治体は、被災地域の復旧・復興に向け全力で支援を行っていくことが必要です。

一方、海溝型の巨大地震となることが予想される南海地震は、今後30年以内の発生確率が60%程度といわれ、その切迫度は刻々と上昇してきています。

また、東海地震や東南海地震、さらには日向灘地震との連動発生による超広域災害の発生の可能性も指摘されており、ひとたび発生すれば、その被害額は国家予算にも匹敵すると想定されています。

高知県においては、この南海地震への備えを県政の重要課題と位置付けて、ハード、ソフトを問わず、精力的に対策を講じてきたところですが、今回の東日本大震災の発生を受け、南海地震対策の抜本的強化を図ることとし、県民の生命を確実に守るための津波対策の加速化や、揺れ対策としての建築物や土木構造物の耐震化をさらに進めるなどの施策を強化することとしています。

本市は、地震による津波の被害は比較的少ない地域といわれていますが、建物被害、火災の被害、急傾斜地崩壊等による被害、ライフライン被害、交通輸送施設被害など多くの物的、人的被害を想定する必要があります。また、津波被害等による市域を超えた周辺市町村の避難者を受け入れる避難施設や必要な備品の確保を十分に図る必要が出てきています。

よって、国におかれましては、東日本大震災への対応が現在の最優先課題であることは承知していますが、この連動発生も危惧される南海地震への備えが国家的課題としての認識のもと、対策の充実、強化が図れるよう、次の事項について強く要望します。

### 記

1. 超広域災害への備えが喫緊の課題であることから、直轄、補助事業を問わず、防災対策関連予算の増額を図ること。
2. 国民の生命を守るための根幹的、かつ、大規模な防災施設については、国直轄で整備を進めること。
3. 地域の実情に応じた対策を地方自治体が進めるに当たって、補助率の高上げや地方財政措置の充実など、地方の負担軽減を図ること。